

〔評価結果の公表様式〕

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関情報

評価機関名: 特定非営利活動法人あいち福祉アセスメント (認証番号: 19地福第4073-1号)
訪問調査 実施日: 平成23年1月13日(木)

②事業者情報

名称:(法人名) 碧南市 (施設名) 碧南市立鷺塚保育園	種別:(施設種別) 保育所 (基準の種類) 児童福祉施設(保育所版)
代表者氏名:(施設長) 古市 幹子	定員(利用人数): 199 名
所在地: 〒447-0022 愛知県碧南市旭町3丁目70番地2	TEL 0566-41-1460

③総評

◇特に評価の高い点

碧南市街の閑静な住宅地に位置し、開設57年余りの歴史ある地域に根差した保育園であり、園舎の改築や増築などにより手入れが施されている。乳児保育、長時間保育、休日保育、統合保育実施園であり、多くの地域から休日保育の利用もある。園庭には季節の草花や桜、琵琶、柿、栗が植えてあり身近に四季を感じ取れる環境下にあり、明るく開放的な子どもの生活環境の中で園児達は笑顔に満ち伸び伸びと活気ある生活や遊びを展開している。言葉づかいや礼儀も良好で、職員の行き届いた配慮が伺われ、質の高い保育姿勢や内容を感じ取れる。園長・主任保育士・保育士・調理員間の連携や協調性も良好的関係にあり、組織体制が明確に機能され、和やかで安定した保育運営がされていると伺われる。”心身ともに健康でよく遊び、明るくたくましい子ども”を目標とし、年齢に応じた生活体験や遊び、行事なども職員と話し合いを重ね実践をし、子どもの生活や遊びの経験を広げ充実するよう配慮している。地域住民の協力を得、野菜を子どもと一緒に育て収穫して食する”食育”活動も取り入れ、保護者と楽しむ機会もある。また、交通機関を利用し、あおいパークや明石公園での農業体験や交通教育等の社会体験の機会も保育活動に位置付けている。園長・主任保育士が登降園時に率先して門に立ち、挨拶を交わしながら保護者とコミュニケーションを図り、気軽な相談者としての実績と信頼を得、保護者から評価を受けている。保護者の意向や意見等を前向きに受け止め継続的に反映し、円滑な意思疎通を図っている。外国籍の保護者には、翻訳した書面や分かりやすくした文書の配布、また、日々のコミュニケーションを図り保育サービスに反映させる努力をしている。言動共に、保育の質の向上に対する園長の熱意と意欲を感じる。

◇改善を求められる点

・行政の下、職掌の範囲内を考慮し、鷺塚保育園の中・長期計画を策定し保育の展望を据えた取り組みの実現化を願いたい。また、臨時職員が多い中、当該保育所に雇用されている全ての職員に周知を図りつつ、より質の高い保育サービスを目指すことを期待したい。

・早朝保育、通常保育、長時間保育、休日保育が実施される中で、複数の保育を受けている子や休日保育利用のためそれぞれの地域から集まり来る子の心情を思い図り、いかなる理由や状況下においても、子どもを快く受け入れ守り、子どもにとって安心して嬉々として過ごせる場を保障し得るよう、各人の保育に向ける思いや資質向上への努力を願いたい。

④第三者評価結果に対する事業者のコメント

園内施設や子ども達の安全管理には、日頃より職員と共に特に注意を払い力を入れ、子ども達にも職員にも楽しい毎日となるよう心がけています。また、早朝保育・通常保育・長時間保育・土曜保育等の保育が子ども達にとって自然に流れていくようにも工夫をしています。これらの点について高く評価していただき、嬉しく感じ、今後の保育の励みとしていきます。

園の運営・管理において、リーダーシップを発揮して今日まで保育を行ってきたと自負しておりました。しかし、行政の基本的計画に沿った保育課程に関する園の事業計画の策定のみならず、市行政の具体的な中・長期計画の内容を反映した、各年度における園としての収支計画や事業計画を策定し、職員と共に把握していくような見通しある中・長期計画が必要であることがわかりました。今後、市行政にも働きかけ検討をしていきたいと思っております。

また、保育園が地域に積極的に働きかけ、未就園児や卒園児等を含めた地域の子育て支援が求められており、保育園として地域に貢献する活動を今後も考え、地域に根ざした保育園となれるよう志していきたいと思っております。また、保育園が地域に積極的に働きかけ、未就園児や卒園児等を含めた地域の子育て支援が求められており、保育園として地域に貢献する活動を今後も考え、地域に根ざした保育園となれるよう志していきたいと思っております。

改善を求められる点として課題をいただいたことが、今後の園運営や管理、保育サービスに向けての指針となりました。職員と共に計画的に課題に取り組んでいきたいと考えています。

⑤第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別添)

評価項目(細目)の評価結果(保育所)

※すべての評価細目(82項目)について、判断基準(の3段階)に基づいた評価結果を表示する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。			
I-1-(1)-①	理念が明文化されている。	保 1	Ⓐ ・ b ・ c
I-1-(1)-②	理念に基づく基本方針が明文化されている。	保 2	Ⓐ ・ b ・ c
I-1-(2) 理念、基本方針が周知されている。			
I-1-(2)-①	理念や基本方針が職員に周知されている。	保 3	a ・ Ⓑ ・ c
I-1-(2)-②	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	保 4	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

・「へきなん次世代ハートプラン」の基本的考えを背景に、鷺塚保育園の理念や保育目標、基本方針が管理案、入園に関する情報紙、ホームページ等に明文化され、内容や表記についても整合性が図られている。

・職員への周知については、年度当初に、管理案、入園に関する情報紙を全職員に配布し、職員会議や園内研修、指導計画立案など定期的な機会を通して目標や基本方針に照らし合わせ継続的に検討をし、周知を図るように取り組んでいる。短時間雇用保育士や途中雇用臨時保育士には、園長や主任保育士が必要に応じて説明をしている。また、事務室をはじめ玄関、各保育室に理念や基本方針を掲示し視覚的な周知効果に取り組んでいる。

・鷺塚保育園の実施する保育サービス(乳児保育、長時間保育、休日保育)の内容を踏まえ、臨時職員が多い中、当該保育所に雇用されている全ての職員に周知するという点において、理念や基本方針の共有化をより図っていくために臨時職員に対する周知方法を現在実施している方法に更なる工夫を加え、効果を高めていくことを望みたい。

・利用者等への周知については、理念や基本方針を説明した文書を作成し、入園申請時や入園当初に配布し、文書に基づいて口頭で説明をしている。来園者にも分かるように、玄関、事務室、保育室に掲示している。また、外国籍の保護者にもより理解を得ていくために翻訳した書面の配布や通訳可能な職員による口頭での説明も行っている。東部市民プラザや公民館、町内会館に保育園情報紙の設置を今年度当初に依頼し地域住民や関係諸機関へ情報の発信をしており、保育園の保育サービスに対する信頼感や安心感を高めるための取り組みを評価したい。今後、効果や認識度の把握も期待したい。

I-2 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-2-(1)-①	中・長期計画が策定されている。	保 5	a ・ b ・ Ⓒ
I-2-(1)-②	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	保 6	a ・ Ⓑ ・ c

I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-2-(2)-① 事業計画の策定が組織的に行われている。	保 7	a ・ ⑥ ・ c
I-2-(2)-② 事業計画が職員に周知されている。	保 8	a ・ ⑥ ・ c
I-2-(2)-③ 事業計画が利用者等に周知されている。	保 9	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

<p>・中・長期計画の策定については、行政として「へきなん次世代ハートプラン」に碧南市の保育にかかわる中・長期計画の展望が示されているが、これに沿った経営や保育サービスに関する鷺塚保育園としての計画は策定されていない。行政主導に委ねていた要因を省みて、職掌の範囲で可能な限りの中・長期計画の策定を試みたいとする意を聴取確認した。</p> <p>園長としての職掌の範囲を考慮した上で、鷺塚保育園の中・長期計画を具体的に策定していくために、まず、保育サービスの充実、課題の解決、地域ニーズに基づいた新たな保育サービスの実施目標を明確に打ち出し、目標の実現化に向け、収支計画の裏付けを視野にした保育計画、組織体制、設備の整備、職員体制、人材育成、地域との関連等に関する具体的な策定視点を明示した計画の策定を期待したい。</p> <p>・保育に関する単年度計画は、園の会議や指導計画立案会議等で検討し合議の上で計画を策定しているが、収支計画の裏付けがされていない。また、各事業計画を職員に配布し周知を図り、あらかじめ定められた手順や時期に基づいて実施状況の把握や評価を行い次年度に反映させるようにしているが、臨時職員を含め全職員に理解を促す取り組みが十分に行われているとは言い難い面も見受けられる。事業計画の進捗状況の確認や継続的な取り組みを図り、理解が深められることを期待したい。</p> <p>・保護者への周知は入園申請時の折に、行政主催の入園説明会に書面をとおして行っている。また、分かりやすく工夫をした保育園だよりやクラスだより等をとおして継続的に周知をしている。外国籍の保護者向けに翻訳した文書を配布したり、必要に応じ通訳可能な職員を介して口頭で説明をしている。更に、地域住民や関係諸機関への発信として、東部市民プラザや公民館、町内会館に保育園情報紙の設置を今年度当初に依頼し周知を図っている。</p>
--

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
I-3-(1)-① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	保 10	a ・ ⑥ ・ c
I-3-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保 11	a ・ ⑥ ・ c
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
I-3-(2)-① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	保 12	① ・ b ・ c
I-3-(2)-② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	保 13	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

<p>・管理者自らの役割と責任を実際の保育場面や運営実態に照らし合わせ、園長自らの言動をとおして職員や保護者に示し、組織のリーダーとして信頼を得ていると感じ取れる。表明するという点については、運営機構を作成して配布し、職員の職務分担の確認を図っていくことが最良とする傾向にある。表明は、組織全体をリードする立場として、職員に対して自らの責任を明らかにし、職員から信頼を得るために欠かすことのできないものであり、役割と責任について文書化し、妥当性を検証することが求められる。職掌範囲を考慮した上で検討していくことを願いたい。</p> <p>・基本方針に照らし合わせた保育サービスの質に対する課題の把握や改善に向けた取り組みを明らかにした上で、園長自ら熱意や意欲を持ち管理者としてリーダー性を発揮し、行政への意見具申も心がけて行っている。更なる保育サービスの質の向上に向けて、職員と定期的、継続的に評価や分析を行う機会を積極的に図り、各職員の資質の構築化を期待したい。</p>
--

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅱ-1-(1)-① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	保 14	① ・ b ・ c
Ⅱ-1-(1)-② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	保 15	a ・ ② ・ c
Ⅱ-1-(1)-③ 外部監査が実施されている。	保 16	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

<p>・社会福祉事業の動向、福祉サービスに対するニーズ、潜在的利用に関するデータ等は、「へきなん次世代育成ハートプラン」で全般的に把握され、それに基づいた保育サービスに関する園独自のデータを収集し、保育計画や事業計画に反映している。また、行政との連携や意見具申も行われている。</p> <p>・経営上の分析等を行う担当として園長、主任が位置付けられており、経営上の課題を解決していくために会議等の場で職員の意見を取り入れ、改善に向けた取り組みを各年度の事業計画に反映している。しかし、中長期計画がまだ策定されていないため、長期的スパンでの取り組みは課題とされる。今後も、継続的に経営状況や改善課題の発見に努め、具体的な取り組み状況を中長期計画に反映していくことを望みたい。</p> <p>・今年度、第三者評価を受審した結果を反映し、福祉サービスの更なる向上に繋げていくことを期待したい。</p>

Ⅱ-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	保 17	① ・ b ・ c
Ⅱ-2-(1)-② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	保 18	① ・ b ・ c
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	保 19	a ・ ② ・ c
Ⅱ-2-(2)-② 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	保 20	① ・ b ・ c
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ-2-(3)-① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	保 21	① ・ b ・ c
Ⅱ-2-(3)-② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	保 22	① ・ b ・ c
Ⅱ-2-(3)-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	保 23	① ・ b ・ c
Ⅱ-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。		
Ⅱ-2-(4)-① 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取り組みをしている。	保 24	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

- ・人材の確保・養成については、行政の下に必要な人材や人員体制、保育園と幼稚園との人事交流制度等が整い、保育サービスに反映されている。また、保育園が目指す保育サービスを実施するための具体的プランを有し、保育アシスタントやポルトガル語通訳、看護師など適切な人材の確保を率先して行っている。
- ・人事考課については、自己申告制度、意思調査、能力制度が導入されており、考課制度の目的や効果等を職員に明確に示し、行政の基準に基づき評価を行い結果のフィードバックも行っている。また、当該園においては、自己課題に対しての意欲や達成度を視野にした自己評価も定期的実施している。
- ・職員の就業状況の配慮については、行政の管理の下に、有給休暇、時間外、疾病状況等職員の就業状況を把握して実行し、データ化をしている。就労時間における稼働率や休暇取得率低迷等の要因を検討課題としている。また、個別に職員との面談や相談にも応じたり、産業医等の専門家によるメンタルヘルスケアシステムがある。職員の就業状況や意向を把握し、潜在する課題を検討し、職員の希望休暇や子育て支援を尊重した休暇体制の確保に心がけ、より働きやすい職場環境を整えるようにしてことを望む。
- ・保育園が目指す保育サービスを実施していくために、組織が職員に求める技術水準や専門性などを、中・長期計画の中に明示した研修計画を策定していくことを望む。
- ・個別の職員に対しての教育・研修体制については、行政や園長会議の下に、個別の職員の知識や技術水準、技能に基づいた研修計画を立てている。園内においても、園長や主任が保育の目的に応じた観察・公開保育等の研修を実施し、知識、技術、技能等の水準、資質、力量の向上にむけた個別指導を実施している。研修後、報告書を作成し職員会議等で報告をし、成果を保育内容に反映させている。
- ・実習生受け入れについては、適正に運用されている。

II-3 安全管理

		第三者評価結果	
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。			
II-3-(1)-①	緊急時(事故、感染症の発生時など)における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	保 25	(a) ・ b ・ c
II-3-(1)-②	利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	保 26	(a) ・ b ・ c
II-3-(1)-③	感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している。	保 27	(a) ・ b ・ c
II-3-(1)-④	調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	保 28	(a) ・ b ・ c
II-3-(1)-⑤	食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている。	保 29	(a) ・ b ・ c
II-3-(1)-⑥	事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取組を行っている。	保 30	(a) ・ b ・ c
II-3-(1)-⑦	事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	保 31	(a) ・ b ・ c
II-3-(1)-⑧	不審者の侵入時など対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	保 32	(a) ・ b ・ c

評価機関のコメント

・行政の下、緊急時における利用者の安全確保や対応に必要な基本的なマニュアルが整備され、保育園の状況に応じた体制の整備、また、子どもの安全確保に関する担当者や担当部署も設置され、保育に結びついた実践活動や訓練、シミュレーション等が実施され、実施記録を基に評価反省をしつつ、着実に利用者の安全確保するための取り組みがされている。また、緊急時の際、近隣の民家にも避難時の通路や場所の確保、通報連絡等の協力が得られるような対策が取られている。

・緊急時発生要因の分析にかかわる検討会等への臨時職員の参画や取り組み方法を若干の課題とする。安全に関するマニュアルに沿って、組織的・継続的に実行し、職員の参加の下で定期的な検討や見直し図っていくことで、子どもの安全に関する意識の向上に繋がることを意識化させ、職員全体で向上していくことを期待したい。また、緊急時の計画やシミュレーションの実践においては、早・延長時間利用者や送迎が保護者以外の場合にも対応し得る、様々な状況や時間帯を想定し実施していくことを願いたい。

II-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-①	利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	保 33 a ・ b ・ c
II-4-(1)-②	保育所が有する機能を地域に還元している。	保 34 a ・ b ・ c
II-4-(1)-③	ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	保 35 a ・ b ・ c
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-①	必要な社会資源を明確にしている。	保 36 a ・ b ・ c
II-4-(2)-②	関係機関等との連携が適切に行われている。	保 37 a ・ b ・ c
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-①	地域の福祉ニーズを把握している。	保 38 a ・ b ・ c
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	保 39 a ・ b ・ c

評価機関のコメント

・地域との関係は、地域行事や催物、会議等に積極的に参加協力し連携が良好に図られている。

・保育所が有する機能の地域還元や地域の福祉ニーズに基づく事業、活動の実施については、職掌を考慮した範囲内での保育園独自性の事業展開に踏み出しにくい部分も否めないが、地域に向けての保育等について専門的な講習会や研修会、子育てに関する相談等が自由な形で実施できるような工夫も視野にしていきたい。

・関係機関等との連携は、行政の管理の下に、医療機関、小学校、療育機関、児童相談所、地域防災等の団体との協力や連携が図られている。主となる通学区の小学校との行事参加や就学前児童の交流の場、小学校教務主任とコーディネーター教員の来園や情報交換の機会も設けている。また、虐待が疑われる家庭については行政や児童相談所との連携を密にしたり、発達に問題を抱えた子については保・幼・小・中が一貫したコンサルテーションシステムや療育機関の指導や相談を受けている。

・地域との交流と連携については、既存的であったり、まだまだ与えられた職掌の範囲内で受動的と感ずる面も伺われるので、積極的に行うための方策を検討していくことを願いたい。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	保 40 a ・ ⑥ ・ c
Ⅲ-1-(1)-②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	保 41 a ・ ⑥ ・ c
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の上昇に努めている。		
Ⅲ-1-(2)-①	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るなど利用者満足の上昇を意図した仕組み	保 42 ① ・ b ・ c
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(3)-①	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	保 43 a ・ ⑥ ・ c
Ⅲ-1-(3)-②	苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	保 44 ① ・ b ・ c
Ⅲ-1-(3)-③	利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	保 45 ① ・ b ・ c

評価機関のコメント

・利用者を尊重したサービス提供について、一人ひとりの子どもを尊重した保育の方針が明示された文書の配布や口頭での説明等によって共通理解を図っている。また、各指導計画にも基本的姿勢が反映され、定期的な評価や見直しを行っている。地域の実態や保護者の意向、或いは、保育所の特性を活かした保育については、子どもが安心して生活できる環境の中で、それぞれの子どもの特性に応じた発達が助長されるよう、保育課程の中にきめ細やかに位置付けされることを願いたい。

・保育参観、運動会や生活発表会等行事参加の機会を定期的に行ったり、個人懇談会や家庭訪問も実施し利用者の満足度の上昇に努めている。登降園時を利用した保護者とのコミュニケーションをとって意向を把握するようしたり、子育てに不安を感じている保護者等には積極的に声をかけ話を聞いたり相談に応じ、利用者が意見を述べやすい体制や環境を積極的に確保している。また、苦情解決の仕組みが確立され、入園時に保護者に口頭や書面で説明をしたり、分かりやすい文書等を掲示している。

・利用者のプライバシー保護に関する規定やマニュアルの整備はされていないが、会議等で姿勢や意識的な事項について保育場面に照らし合わせ周知を図っている。また、近いうちにマニュアルの整備に着手していきたいとする意向を聴取した。整備後に職員間で共有していくことを期待したい。

・苦情解決の仕組みが確立され、入園時に保護者に口頭や書面で説明をし、園内にも掲示をしている。また、経過の記録も適切に処理され、検討内容や対応策を保護者にフィードバックしている。

Ⅲ-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の上昇に向けた取組が組織的に行われている。		
Ⅲ-2-(1)-①	サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	保 46 ① ・ b ・ c
Ⅲ-2-(1)-②	評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善計画を立て実施している。	保 47 a ・ ⑥ ・ c

Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。			
Ⅲ-2-(2)-①	提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	保 48	① ・ b ・ c
Ⅲ-2-(2)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 49	① ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。			
Ⅲ-2-(3)-①	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	保 50	① ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3)-②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	保 51	① ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3)-③	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	保 52	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

<p>・サービスの質の確保に向けた取り組みが組織的に概ね適正に行われている。</p> <p>・サービス内容についての自己評価を行う体制を整備し、園としての取り組むべき課題が明確化されているが、具体的計画化や取り組みに十分さを欠く。園としての評価結果を明確にした上で課題を明示し、全ての職員参画の下に改善計画や改善策を策定し、目標や中・長期計画の中に位置付け、順次取り組んでいくことを願いたい。</p> <p>・提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化され、研修や職員会議等によって職員に周知され、保育計画との突き合わせや実施状況を定期的な保育検討会にて検証や見直しを行っている。休日対応も含む全ての職員の意見や提案等が的確に反映され、保育の質に関するに共通意識が高まるよう、見直しの時期や仕組みの検討を願いたい。また、保護者の意見や提案を反映させる仕組みを確立していくことを期待したい。</p> <p>・サービス実施記録の適正化については、子ども一人ひとりの発達状況、保育目標、生活状況についての記録が適切に記載されており、全ての職員に情報の共有化を図り周知している。記録内容のばらつきが生じないように職員間の話し合いをしているが、口答による確認のみならず、保育の記録の文書基準に乗じた保育所内の記載に関する規定を策定し、明確な記載が保てるようにしていくことを願いたい。</p> <p>・子どもに関する記録の管理について、個人情報保護規定や情報開示規定、文書管理規定に基づいて適切な管理が行われている。また、職員に対し教育や研修を行い、守秘義務の遵守についても周知徹底を図っている</p>
--

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果	
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。			
Ⅲ-3-(1)-①	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	保 53	① ・ b ・ c
Ⅲ-3-(1)-②	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	保 54	① ・ b ・ c
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。			
Ⅲ-3-(2)-①	保育所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	保 55	a ・ ② ・ c

評価機関のコメント

<p>・利用希望者に対してサービス選択に必要な情報の提供については、行政の下、きめ細やかな提供がされている。特に、外国籍の保護者には、翻訳した書面の配布や通訳を介しての対応が適切に実施されている。</p> <p>・利用希望者に対してサービスの選択をするための資料として、ホームページや入園前見学会、入園時の書面、園だより等でサービス提供にかかわる情報提供を行っている。また、見学希望者には、随時受け入れたり、電話等の対応も応じている。</p> <p>・保育所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応については、子どもへの保育の継続性を損なわないような配慮のもとにサービスの変更が実施されるよう、文書での手順や引継がされることを願いたい。また、保育終了時に、保護者に対し、その後の相談等にも応じることのできるよう相談担当者や窓口の設置を望む。</p>

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
Ⅲ-4-(1)-①	定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	保 56 a ・ ㉔ ・ c
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-4-(2)-①	サービス実施計画を適切に策定している。	保 57 ㉔ ・ b ・ c
Ⅲ-4-(2)-②	定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保 58 ㉔ ・ b ・ c

評価機関のコメント

<p>・利用者のアセスメントについては、碧南市の統一様式に沿って子どもの身体状況や生活状況を把握し、個別に記録をしているが、アセスメントの定期的見直しの時期や手順は必要に応じて変更しているため、特に定められていない。アセスメントの定期的見直しの時期や手順を明確化し、手順に沿って見直しをしていくことを望む。また、全ての職員が参加して、アセスメントに関する協議の機会を保有できるよう願いたい。</p> <p>・子どもとその背景にある家庭や保護者の意向、地域の実態を把握し、児童憲章、児童福祉法、保育指針を基に個々の子どもに着目してサービス実施計画を適切に策定している。子どもの発達過程の妥当性、地域との関連性、保護者の意向や連携を加味し、より一貫性のある保育過程を目指すことを期待したい。</p>

Ⅲ-5 保育の固有サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-5-(1) 健康管理・食事サービスが適切に行われている。		
Ⅲ-5-(1)-①	登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	保 59 ㉔ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-②	健康診断・歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	保 60 ㉔ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-③	食事を楽しむことができる工夫をしている。	保 61 ㉔ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-④	子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	保 62 ㉔ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-⑤	子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	保 63 ㉔ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-⑥	アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て適切な対応を行っている。	保 64 ㉔ ・ b ・ c

Ⅲ-5-(2) 保育環境が適切に整備されている。		
Ⅲ-5-(2)-①	子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保 65 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-②	生活の場に相応しい環境とする取組を行っている。	保 66 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3) 保育内容が適切に行われている。		
Ⅲ-5-(3)-①	子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。	保 67 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-②	基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対処している。	保 68 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-③	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	保 69 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-④	身近な自然や社会と関われるような取組がなされている。	保 70 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑤	さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。	保 71 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑥	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮されている。	保 72 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑦	子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てよう配慮している。	保 73 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑧	性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している。	保 74 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑨	乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 75 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑩	長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 76 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑪	障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 77 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑫	一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を考慮しながら行っている。	保 78 非該当
Ⅲ-5-(4) 入所児童の保護者の育児支援が適切に行われている。		
Ⅲ-5-(4)-①	一人ひとりの保護者と、日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている。	保 79 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(4)-②	家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	保 80 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(4)-③	虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに保育所長まで届く体制になっている。	保 81 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(4)-④	虐待を受けていると疑われている子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。	保 82 (a) ・ b ・ c

評価機関のコメント

・適切な福祉サービスの実施については、各サービスに基づいたマニュアルを作成し職員で共有し、利用者の側面に沿って充実したサービス内容を提供し保育に反映されている。
また、外国籍の保護者には、行政や通訳の職員との連携を図り、サービス提供に関する文書等を母国語に翻訳したり、分かりやすく簡単な文書に組みかえ配布したり、丁寧な対応に心がけている点を評価したい。

・実際の保育サービスに対するマニュアルや記録等定着化しつつあるものについて、実施方法や処理課程、表示方法、記載内容等の見直しを図り、実際の保育場面との整合性がより明確になるようにしていくことを望む。

・早朝保育、通常保育、長時間保育、休日保育が実施される中で、複数の保育を受けている子や休日保育利用のためそれぞれの地域から集まり来る子の心情を思い図り、いかなる理由や状況下においても、子どもを快く受け入れ守り、子どもにとって安心して嬉々として過ごせる場を保障し得るよう、各人の保育に向ける思いや資質向上への努力を願いたい。